

1 概 要

(1) 選挙の期日

令和5年4月29日任期満了に伴う兵庫県議会議員選挙は、令和4年11月18日公布、施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に基づき、県選挙管理委員会において令和5年11月22日に選挙期日を決定し、統一地方選挙にて3月31日告示、4月9日選挙期日として執行された。

今回の選挙は、令和4年3月30日に改正された「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」により、選挙区数38、定数86名で執行された。選挙区等の変更点は以下のとおり。

- ・ 「豊岡市選挙区」（定数1）及び「美方郡選挙区」（定数1）を合区し、「豊岡市及び美方郡選挙区」（定数2）とした。

なお、今回の選挙による県議会議員の任期は、令和5年4月30日から令和9年4月29日までである。

これまでの県議会議員一般選挙の日程（平成7.6.11執行分を除き統一地方選挙として執行）

区分	告示日	選挙の期日	定数	選挙区	特 例 法
1	昭22. 4. 10	昭22. 4. 30	72	40	昭22. 3. 15法律第15号、内務省告示第68号
2	昭26. 4. 3	昭26. 4. 30	78	43	昭26. 2. 1 法律第2号
3	昭30. 4. 3	昭30. 4. 23	78	48	昭30. 1. 24法律第2号、30. 3. 16政令第31号
4	昭34. 4. 8	昭34. 4. 23	83	45	昭33. 12. 27法律第188号、34. 1. 31政令第11号
5	昭38. 4. 2	昭38. 4. 17	87	45	昭37. 12. 26法律第163号、政令第458号
6	昭42. 3. 31	昭42. 4. 15	90	45	昭41. 12. 26法律第146号、政令第391号
7	昭46. 3. 30	昭46. 4. 11	90	45	昭45. 12. 24法律第128号、政令第341号
8	昭50. 4. 1	昭50. 4. 13	90	46	昭49. 12. 27法律第111号、政令第395号
9	昭54. 3. 27	昭54. 4. 8	91	46	昭53. 11. 10法律第100号、政令第365号
10	昭58. 3. 29	昭58. 4. 10	91	46	昭57. 12. 28法律第94号、58. 1. 6 政令第1号
11	昭62. 4. 2	昭62. 4. 12	91	46	昭61. 12. 9 法律第99号、政令第368号
12	平3. 3. 29	平3. 4. 7	94	46	平2. 11. 15法律第76号、政令第329号
13	平7. 6. 2	平7. 6. 11	92	46	平7. 3. 13法律第25号、政令第54号
14	平11. 4. 2	平11. 4. 11	92	46	平10. 5. 22法律第67号、政令第301号
15	平15. 4. 4	平15. 4. 13	93	46	平14. 12. 13法律第150号、政令第373号
16	平19. 3. 30	平19. 4. 8	92	44	平18. 12. 8 法律第107号、政令第374号
17	平23. 4. 1	平23. 4. 10	89	41	平22. 12. 8 法律第68号、政令第238号
18	平27. 4. 3	平27. 4. 12	87	40	平26. 11. 28法律第125号、政令第377号
19	平31. 3. 29	平31. 4. 7	86	39	平30. 12. 14法律第101号、政令第336号
20	令5. 3. 31	令5. 4. 9	86	38	令4. 11. 18法律第84号、政令第352号

(2) 統一選挙特例法等

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律 (令和4年11月18日法律第84号)

(選挙の期日)

第1条 令和5年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条の2第1項又は第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第33条第1項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては令和5年4月9日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下この条及び第7条1項において「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同月23日とする。

2 令和5年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第33条第1項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、指定都市の選挙管理委員会にあつては同年1月8日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月22日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（第1項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の指定都市又は市区町村の長であつて当該指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和5年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前5日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ第1項に規定する期日とする。

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（同法第117条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。）において、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和5年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前10日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ第1項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第2条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第33条第5項又は第34条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙 令和5年3月23日
- 二 指定都市の長選挙 令和5年3月26日

三 都道府県等の議会の議員の選挙 令和5年3月31日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 令和5年4月16日

五 町村の議会の議員及び長の選挙 令和5年4月18日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

第3条 公職選挙法第34条の2の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和5年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しない。

(同時選挙)

第4条 第1条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び当該都道府県の知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び当該市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行う。

2 第1条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第119条第2項の規定により同時に行う。この場合において、同法第120条第3項及び第121条の規定は、適用しない。

3 前2項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第14条第1項の規定により公職選挙法第12章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

(立候補の禁止)

第5条 第1条の規定により令和5年4月9日に行われる選挙(以下この項において「第1統一地方選挙」という。)又は公職選挙法第110条第4項の規定により第1統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第113条第3項の規定により第1統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において同じ。)の全部又は1部を含む区域を区域とする選挙区において、第1条の規定により同月23日に行われる選挙(以下この項において「第2統一地方選挙」という。)、同法第110条第4項の規定により第2統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第113条第3項の規定により第2統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第33条の2第2項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることのできない。

2 前項の規定により公職の候補者となることのできない者は、公職選挙法第68条第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第3項(第2号に係る部分に限る。)、第86条第9項(第3号に係る部分に限る。)、第86条の2第7項(第2号に係る部分に限り、同法第86条の3第2項において準用する場合を含む。)並びに第86条の4第9項の規定の適用については、同法第87条第1項の規定により公職の候補者となることのできない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第6条 第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、同法第199条の2第1項ただし書に規定する期間並びに同法第199条の5第1項ただし書、第2項及び第3項に規定する一定期間とは、同条第4項(第3号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第1条第1項又は第2項の規定によるそれぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第7条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 令和5年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任

期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年1月22日」とあるのは、「同年1月8日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、第1条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

**地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令
(令和4年11月18日号外政令第352号)**

(選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い)

第1条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第1条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

上欄	中欄	下欄
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項	政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第1条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第2条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日（以下この項において「告示日」という。）の前日
	選挙時登録の基準日に	告示日の前日に
公職選挙法第46条の2第2項及び第86条の4第7項	第33条第5項（第34条の2第5項において準用する場合を含む。）、第34条第6項又は第119条第3項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1号	その任期が終わる日の	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第1条第1項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令第49条の2第1項ただし書及び第127条の3	法第33条第5項（法第34条の2第5項において準用する場合を含む。）、第34条第6項又は第119条第3項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第2条 法第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項（第1号に係る部分に限り、同令第99条、第100条、第110条、第116条、第121条、第212条の2、第212条の4、第213条の2、第214条の2、第215条の2、第216条の3及び第217条の2並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第3条第1項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第2条第4項（同令第14条（同令第29条において準用する場合を含む。）及び第28条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）第1条第1項に規定する

選挙の期日」とする。

第3条 前条の規定は、次に掲げる法第1条第1項に規定する市区町村（以下この項及び次条において「市区町村」という。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 令和5年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月21日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月21日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、法第2条第3号に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同項第2号中「同年2月21日」とあるのは、「同年2月7日」と読み替えるものとする。

（法第1条第2項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第1条第2項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(3) 候補者

今回の選挙の立候補者は、下表のとおり全選挙区を通じて134名（内女性25名）であった。
また、8選挙区の9名が無投票当選となった。

なお、立候補の受付等の選挙長事務は、各市区選挙管理委員会の格別の協力のもと、都市部選挙区は関係市区で、郡部選挙区は県民局・県民センターで行った。

区分	自民	立憲	国民	公明	共産	維新	無所属	計
新	(1) 4	4		(3) 5	(6) 12	(2) 24	(3) 12	(15) 61
現	(1) 29	2	1	(1) 8	(3) 4	(1) 4	(3) 20	(9) 68
元		(1) 1				2	2	(1) 5
計	(2) 33	(1) 7	1	(4) 13	(9) 16	(3) 30	(6) 34	(25) 134

※ () は女性候補者の数で内書きである。

(4) 当選者

党派別の当選人、得票数及び得票率は下表のとおりである。

女性の当選者は、13名で前回と同じとなった。

区分	自民	立憲	国民	公明	共産	維新	諸派	無所属	計
新	2	2	—	(3) 5	1	(2) 15	—	(1) 5	(6) 30
現	(1) 22	2	—	(1) 8	(1) 1	(1) 4	—	(3) 17	(7) 54
元	—	—	—	—	—	2	—	—	2
計	(1) 24	4	—	(4) 13	(1) 2	(3) 21	—	(4) 22	(13) 86
得票数	384,015	91,433	13,862	193,065 .385	135,076 .614	424,558	—	327,020	1,569,029 .999
得票率	24.47	5.83	0.88	12.30	8.61	27.06	—	20.84	100.00
前回得票率	26.61	7.65	2.02	13.54	10.76	10.84	0.52	28.05	100.00
前々回得票率	26.19	—	9.16	13.99	13.59	10.59	5.68	20.80	100.00

※ () は女性の数で内書きである。

得票率は、単位未満を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。（以下同じ）

(5) 選挙人名簿

ア 登録基準日

今回の選挙人名簿の登録については、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙時の期日等の臨時特例に関する法律施行令」第1条の規定により、次の日程で選挙時登録等が行われた。

登録基準日 令和5年3月30日

ただし、年齢については令和5年4月9日現在)

登 録 日 令和5年3月30日

イ 選挙人名簿登録者数

令和5年3月30日現在の選挙人名簿登録者数は、県内で人であり、前回の選挙（平成31.3.28）の際の選挙時登録者数4,615,964人に比べて、69,129人の減となっている。

選挙時登録者数等

区分	市	町	県計(A)	前回(B) (31.3.28)	(A)-(B)	当日有権者数
男	2,046,877	100,373	2,147,250	2,184,084	△36,834	1,928,187
女	2,290,594	108,991	2,399,585	2,431,880	△32,295	2,166,311
計	4,337,471	209,364	4,546,835	4,615,964	△69,129	4,094,498

※「当日有権者数」には、無投票となった選挙区にかかる人数は含まない。

なお、最近の登録者数の推移は次表のとおりである。

登 録 時	男 (人)	女 (人)	計 (人)	参 考	
				市 (人)	町 (人)
平成 30. 3. 1 (定 時)	2, 188, 476	2, 435, 536	4, 624, 012	4, 404, 564	219, 448
30. 6. 1 (定 時)	2, 187, 799	2, 434, 783	4, 622, 582	4, 403, 470	219, 112
30. 9. 1 (定 時)	2, 186, 292	2, 434, 153	4, 620, 445	4, 402, 211	218, 234
30.12. 1 (定 時)	2, 185, 019	2, 432, 678	4, 617, 697	4, 399, 778	217, 919
31. 3. 1 (定 時)	2, 182, 838	2, 430, 774	4, 613, 612	4, 396, 086	217, 526
31. 3.28 (県議選挙時)	2, 184, 084	2, 431, 880	4, 615, 964	4, 398, 495	217, 469
令和 1. 6. 1 (定 時)	2, 182, 715	2, 430, 311	4, 613, 026	4, 395, 884	217, 142
1. 7. 3 (参議選挙時)	2, 191, 770	2, 438, 892	4, 630, 662	4, 413, 203	217, 459
1. 9. 1 (定 時)	2, 180, 763	2, 428, 741	4, 609, 504	4, 393, 191	216, 313
1.12. 1 (定 時)	2, 179, 295	2, 427, 311	4, 606, 606	4, 390, 803	215, 803
2. 3. 1 (定 時)	2, 176, 645	2, 425, 381	4, 602, 026	4, 386, 596	215, 430
2. 6. 1 (定 時)	2, 175, 820	2, 424, 871	4, 600, 691	4, 385, 689	215, 002
2. 9. 1 (定 時)	2, 173, 592	2, 423, 299	4, 596, 891	4, 382, 871	214, 020
2.12. 1 (定 時)	2, 173, 529	2, 423, 102	4, 596, 631	4, 382, 823	213, 808
3. 3. 1 (定 時)	2, 170, 468	2, 420, 385	4, 590, 853	4, 377, 443	213, 410
3. 6. 1 (定 時)	2, 168, 776	2, 418, 715	4, 587, 491	4, 374, 361	213, 130
3. 6.30 (県知選挙時)	2, 177, 011	2, 427, 210	4, 604, 221	4, 390, 702	213, 519
3. 9. 1 (定 時)	2, 165, 437	2, 417, 065	4, 582, 502	4, 370, 263	212, 239
3.12. 1 (定 時)	2, 163, 545	2, 414, 949	4, 578, 494	4, 366, 521	211, 973
4. 3. 1 (定 時)	2, 160, 415	2, 412, 315	4, 572, 730	4, 361, 224	211, 506
4. 6. 1 (定 時)	2, 157, 892	2, 409, 704	4, 567, 596	4, 356, 508	211, 088
4. 6.21 (参議選挙時)	2, 160, 218	2, 412, 128	4, 572, 346	4, 361, 170	211, 176
4. 9. 1 (定 時)	2, 154, 616	2, 407, 016	4, 561, 632	4, 351, 364	210, 268
4.12. 1 (定 時)	2, 151, 850	2, 404, 187	4, 556, 037	4, 346, 098	209, 939
5. 3. 1 (定 時)	2, 147, 201	2, 399, 733	4, 546, 934	4, 337, 532	209, 402

ウ 補正登録者数

今回の選挙時登録日以降、選挙期日までの間の補正登録者は、県内を通じて1人であった。最近の選挙の際の状況は次のとおりである。

日 付	選 挙 名	市 計	町 計	県 計
平成 25. 7. 21	参院選・知事選	1	0	1
平成 26. 12. 14	衆 院 選	8	0	8
平成 27. 4. 12	県 議 選	0	0	0
平成 28. 7. 10	参 院 選	6	0	6
平成 29. 7. 2	知 事 選	17	0	17
平成 29. 10. 22	衆 院 選	14	0	14
平成 31. 4. 7	県 議 選	17	0	17
令和元. 7. 21	参 院 選	634	0	634
令和 3. 7. 18	知 事 選	2	0	2
令和 4. 7. 10	参 院 選	3	0	3
令和 5. 4. 9	県 議 選	5	0	5

(6) 投 票

ア 投票の状況

今回の選挙は、県民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑な執行を期す観点から、前回に引き続き、統一地方選挙で執行した選挙であった。

投票率は、前回の38.64%を0.37ポイント上回る39.01%であった。

(数字は%)

回数	区 分 選挙期日	市			町			県 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
(1)	昭22. 4. 30	70.50	70.10	70.30	86.60	85.70	86.10	79.50	79.20	79.40
(2)	26. 4. 30	68.92	66.71	67.78	92.68	91.78	92.21	78.71	77.33	78.00
(3)	30. 4. 23	64.42	64.68	64.56	85.88	83.98	84.88	70.73	70.49	70.61
(4)	34. 4. 23	66.75	68.22	67.51	85.84	83.84	84.78	70.83	71.66	71.26
(5)	38. 4. 17	62.42	65.87	64.18	83.65	83.67	83.66	65.50	68.66	67.12
(6)	42. 4. 15	53.00	57.26	55.80	76.70	77.28	77.01	56.33	60.31	58.38
(7)	46. 4. 11	56.27	59.32	57.83	78.39	78.87	78.65	58.85	61.78	60.36
(8)	50. 4. 13	57.19	60.34	58.81	79.32	80.19	79.78	60.47	63.44	62.00
(9)	54. 4. 8	49.38	52.08	50.77	75.05	76.75	75.95	51.31	54.01	52.70
(10)	58. 4. 10	50.36	53.60	52.04	68.44	69.95	69.23	53.30	56.32	54.87
(11)	62. 4. 12	50.48	54.35	52.49	70.45	73.02	71.80	53.44	57.18	55.39
(12)	平 3. 4. 7	46.56	50.73	48.73	63.86	66.68	65.34	48.36	52.42	50.48
(13)	7. 6. 11	41.78	45.92	43.93	55.42	58.25	56.91	42.82	46.88	44.94
(14)	11. 4. 11	45.67	48.31	47.05	59.48	62.48	61.05	46.78	49.45	48.17
(15)	15. 4. 13	42.87	45.32	44.16	49.98	52.37	51.23	43.32	45.77	44.60
(16)	19. 4. 8	44.33	45.57	44.99	58.52	60.44	59.53	45.00	46.27	45.67
(17)	23. 4. 10	40.98	41.19	41.09	50.39	51.10	50.76	41.32	41.54	41.43
(18)	27. 4. 12	40.07	40.17	40.13	50.66	51.31	51.00	40.50	40.61	40.55
(19)	31. 4. 7	38.10	38.39	38.25	50.60	51.78	51.21	38.48	38.79	38.64
(20)	令 5. 4. 9	38.70	39.10	38.91	42.70	43.17	42.94	38.80	39.20	39.01

イ 期日前投票・不在者投票

期日前投票者数は498,717人となり、前回選挙における期日前投票者数（401,510人）に比べ、97,207人（24.21％）増加した。

また、今回選挙における期日前投票者数及び不在者投票者数の合計は、513,204人（期日前投票498,717人、不在者投票14,487人）となり、前回選挙における期日前投票者数及び不在者投票者数416,613人（期日前投票401,510人、不在者投票15,103人）に比べ96,591人（23.18％）増加した。

なお、最近の各種選挙における期日前投票等の状況は、次表のとおりである。

（注）期日前投票及び不在者投票の合計を計上。県議選は無投票となった選挙区を含めていない。
また、国政選挙の当日有権者数及び期日前（不在者）投票者数には、在外選挙分を含む。

選挙名		当日有権者数 A	期日前(不在者) 投票者数 B	B / A × 100	投票総数に 占める率(%)
28. 7.10 参院選 (選挙区)	市	4,409,419	654,009	14.83	27.76
	町	222,322	52,420	23.58	39.53
	計	4,631,741	706,429	15.25	28.38
29. 7. 2 知事選	市	4,342,279	450,228	10.37	25.71
	町	217,930	43,782	20.09	39.10
	計	4,560,209	494,010	10.83	26.51
29.10.22 衆院選 (小選挙区)	市	4,402,774	858,859	19.51	40.42
	町	219,643	68,008	30.96	55.47
	計	4,622,417	926,867	20.05	41.24
31. 4. 7 県議選	市	3,724,378	391,506	10.51	27.48
	町	115,927	25,107	21.66	42.29
	計	3,840,305	416,613	10.85	28.07
令元. 7.21 参院選 (選挙区)	市	4,386,839	709,423	16.17	33.47
	町	216,433	54,874	25.35	46.78
	計	4,603,272	764,297	16.60	34.18
3. 7.18 知事選	市	4,319,460	569,887	13.19	32.52
	町	210,405	51,981	24.71	47.44
	計	4,529,865	621,868	13.73	33.40
3.10.31 衆院選 (小選挙区)	市	4,360,399	834,247	18.40	35.44
	町	211,744	66,709	29.70	52.03
	計	4,572,143	900,956	18.93	36.29
4. 7.10 参院選 (選挙区)	市	4,347,740	778,498	17.91	34.84
	町	210,528	59,862	28.43	50.71
	計	4,558,268	838,360	18.39	35.63
5. 4. 9 県議選	市	3,991,247	493,629	12.37	31.78
	町	103,251	19,575	18.96	44.15
	計	4,094,498	513,204	12.53	32.13

ウ 投 票 所

今回の選挙における投票所数は、8選挙区で無投票であったため、1,478カ所であった。
最近における投票所数は、次表のとおりである。

選挙名	区 分	投 票 所 数		
		市 部	郡 部	県 計
28. 7. 10 参 院 選		1,674	191	1,865
29. 7. 2 知 事 選		1,674	191	1,865
29. 10. 22 衆 院 選		1,674	189	1,863
31. 4. 7 県 議 選		(1,670)	(191)	(1,861)
		1,176	117	1,293
令元. 7. 21 参 院 選		1,670	191	1,861
3. 7. 18 知 事 選		1,659	185	1,844
3. 10. 31 衆 院 選		1,654	185	1,839
4. 7. 10 参 院 選		1,650	185	1,835
5. 4. 9 県 議 選		(1,613)	(185)	(1,798)
		1,382	96	1,478

※ () 内の数は、全選挙区が有投票であった場合の予定数である。

また、今回使用した投票所の施設内訳は次のとおりである。

区 分	市町別	投票所数	左 記 の 内 訳											借上料を要した 投票所数
			市区役所・町役場	支所・出張所	学校・幼稚園	大学・短大・高専	公会堂	公民館	(学校以外のもの) 体育館	集会施設	駅構内	左記以外の 公共施設	その他	
投票期 日前	市町計	116	29	45	0	3	0	5	0	3	1	10	20	10
		11	4	4	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1
		127	33	49	0	3	0	5	0	5	1	10	21	11
投票所	市町計	1,382	16	24	420	27	53	131	13	440	1	157	100	532
		96	1	4	15	0	0	7	6	43	0	20	0	28
		1,478	17	28	435	27	53	138	19	483	1	177	100	560

エ 投票用紙

開票事務の迅速化を図るため、一般投票用紙には引き続き合成紙（BPコート110）を用いた。

また、投票用紙の交付誤りがないよう、投票用紙の余白部分に「㊤」と印刷している。

なお視覚障害者が自分自身で選挙の種類を認識できるようにするため、従来と同様、点字投票用紙の右上に点字で「けんぎかい」と印刷した。

区 分	紙 質	紙 色	刷 色	枚 数
一 般 投 票	B Pコート110	ピンク色	黒 色	4, 154, 000
点 字 投 票	上質紙110kg	ピンク色	黒 色	12, 500
船員不在者投票	上質紙70kg	ピンク色	黒 色	6, 500

(7) 開 票

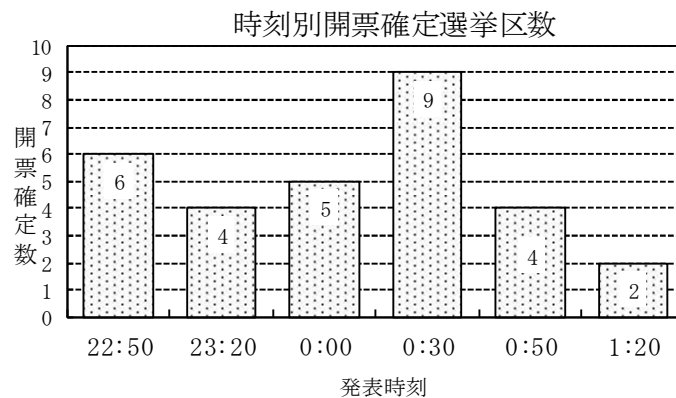
ア 開票速報

開票速報については、従来と同様、報道の一元化を図り、正確かつ迅速に情報を提供するため、各市区町選挙管理委員会の協力のもと、県に速報本部を設置し実施した。

県速報本部では、中間速報は全選挙区一覧表で、21時50分を第1報に、全選挙区確定まで30分間隔で発表した。

また、確定速報は選挙区単位で確定の都度発表し、開票確定進捗状況は次図のとおり。

なお、報道機関に対して従来どおり帳票による発表に加え、電子メールでも発表を行ったほか、一般県民向けに、ホームページで同時に情報提供を行った。



イ 無効投票

今回の選挙においては、無効投票率が1.78%と、前回県議選時を0.33ポイント下回った。過去の選挙の無効投票の状況は、次のとおりである。

選 挙 名		投 票 総 数	無効投票数	無効投票率(%)
31. 4. 7 県議選		1,483,954	31,367	2.11
令元. 7.21 参院選	選 挙 区	2,237,050	38,491	1.72
	比例代表	2,236,738	57,861	2.59
3. 7.18 知事選		1,861,964	31,049	1.67
3.10.31 衆院選	小選挙区	2,482,281	75,397	3.04
	比例代表	2,481,916	50,990	2.05
4. 7.10 参院選	選 挙 区	2,352,732	50,827	2.16
	比例代表	2,352,543	57,750	2.45
5. 4. 9 県議選		1,597,408	28,378	1.78

また、無効投票の内訳は、次表のとおりであり、白紙投票が最も多くなっている。

選挙名	白紙投票	雑事記載	記号符号 記 載	被選挙権のない 候補者の氏名記載	候補者でない 者の氏名記載	そ の 他	合 計
令 5. 4. 9 県議選	16,954 (59.7%)	6,501 (22.9%)	3,391 (12.0%)	0 (0.0%)	767 (2.7%)	765 (2.7%)	28,378 (100%)
平31. 4. 7 県議選	16,841 (53.7%)	5,648 (18.0%)	3,765 (12.0%)	2,992 (9.5%)	1,314 (4.2%)	807 (2.6%)	31,367 (100%)

(8) 選挙公営

ア 選挙公報

選挙公報は、立候補者134名のうち、133名から掲載申請があり、無投票当選者となった8名を除く125名について発行した。

規格は、立候補者数が9人以上の姫路市、尼崎市で新聞紙大、他の選挙区はタブロイド版とし、2,496,755部印刷した。

印刷は4月1日～2日の2日間で行い、印刷と平行して順次市区町へ送付した。

また、新聞折込みについては12市2町で実施した。

イ ポスター掲示場

今回の選挙は、13,188箇所のポスター掲示場が設置された。法定数（13,335箇所）からは147箇所の減少となっている。前回県議選と比較すると、法定数が238箇所減少した一方、法定数からの減少承認数も147箇所減少したため、設置数は334箇所減少となった。

また、区画数については各選挙区における立候補予定者数に応じ、4区画から16区画とし、区画番号には従来どおり掲示場の右上段から右下段の順に左へ一連番号を付す方法とした。

区 分	令和5.4.9県議選	平成31.4.7県議選
最多設置選挙区《設置数》	姫路市《826》	西宮市《849》
最小設置選挙区《設置数》	相生市《145》	相生市《150》
設 置 数	13,188(2,552)	13,522(4,126)
法 定 数	13,335(2,580)	13,573(4,164)
減 少 数	147(28)	51(38)

※ () は無投票選挙区分内書き

ウ 選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成

「兵庫県県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」に基づき、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成について選挙公営が行われた。

なお、当該選挙公営に関する事務についても、各市区選挙管理委員会及び県民局・県民センターの協力のもと、届出書、確認申請書の受理、確認書の交付事務について、市部選挙区は関係市区経由で、郡部選挙区は県民局・県民センターで行うとともに、支払事務については、県選管（市町振興課）で行った。

公費負担の限度額は次のとおりである。

① 選挙運動用自動車の使用

契 約 方 式		1 日 単 価
一般運送契約（ハイヤー方式）		64,500円
一般運送 契約以外 の契約	自動車の借入れ契約	16,100円
	燃料の供給契約	7,700円
	運転手の雇用	12,500円

② 選挙運動用ビラの作成

公費負担限度額＝基準単価（7.73円）×県選管が確認した枚数

③ 選挙運動用ポスターの作成

公費負担限度額＝基準単価×県選管が確認した枚数

（選挙区内のポスター掲示場数の2倍を限度）

ポスター掲示場数	基準単価
500以下の場合 n=ポスター掲示場数	$\frac{316,250円 + 541.31円 \times n}{n}$
500超の場合 n=ポスター掲示場数	$\frac{586,905円 + 28.35円 \times (n - 500)}{n}$

(9) 政治活動

今回の選挙においては、告示日の8時30分から確認団体の申請を受け付け、所属候補者数が3人以上であることが確認できた後に、確認書の交付を行った。その結果、立憲民主党、日本共産党、自由民主党、日本維新の会、公明党の順で確認団体となった。確認団体の政治活動の状況は次のとおりであった。

確認団体番号	政治団体名	届出新聞紙	届出ビラ種類	自動車表示旗交付数	ポスター証紙交付枚数	政談演説会開催回数
		届出機関誌				
1	立憲民主党	立憲民主 —	1種類	1流	3,800枚	—
2	日本共産党	しんぶん赤旗 前衛	2種類	3流	1,600枚	—
3	自由民主党	自由民主 りぶる	—	7流	4,100枚	2回
4	日本維新の会	— —	2種類	6流	2,850枚	—
5	公明党	公明新聞 公明グラフ	—	3流	1,200枚	—

(10) 取締状況

今回の選挙における警告・検挙件数は、次のとおりであった。

区 分		令5.4統一選	平31.4統一選	差 引
警 告	件 数	50	96	△46
	人 数	50	96	△46
検 挙	件 数	9	2	7
	人 数	6	3	3

※ 検挙数は、市町分を含めた統一地方選全体の数である。

(11) 明るい選挙の推進

今回の選挙においては、明るい選挙の実現を期するとともに、1人でも多くの県民が投票参加されるよう、あらゆる機会を捉えて積極的に啓発活動を展開した。

とりわけ、①投票日の周知徹底と棄権防止、②期日前投票制度の周知徹底、③投票参加の呼びかけの推進など投票所へ足を運ばせる啓発事業の展開、④都市部及び若年層に対する重点啓発、⑤新型コロナウイルス感染症対策に配慮した啓発に努めた。

ア 印刷物による啓発

(ア) ポスターの作成・掲示

- ・ポスター掲示場
- ・庁舎等各種公共施設用〔公共施設、事業所、大型店舗、自治会掲示板等への貼付〕
- ・交通機関駅貼
- ・交通機関車内吊
- ・県内高校・大学・特別支援学校掲示
- ・神戸市営地下鉄ホーム内の柱へのポスター掲示

(イ) 投票済証を活用した啓発（シェアしたくなる投票済証の作成）

(ウ) 転入転出用チラシの作成・配布

(エ) 県・市町広報紙等による啓発記事掲載

- ・県の各種広報紙、関係団体の機関誌等に掲載
- ・市町の各種広報紙等に掲載

(オ) 選挙公報の余白の利用

イ 資材による啓発

(ア) ポケットティッシュの作成・配布

(イ) 抗菌ウェットティッシュの作成・配布

ウ マス・メディア等による啓発

(ア) テレビ・ラジオのスポット放送

- ・テレビ：サンテレビ
- ・ラジオ：KissFM

(イ) 新聞広告（日刊紙・非日刊紙）の掲載

(ウ) CATV・コミュニティFMによる啓発

(エ) 有線放送等を利用した啓発〔有線放送、店内放送、庁内放送等〕

エ 掲示・掲揚物による啓発

(ア) 懸垂幕・横断幕の作成・掲示

(イ) のぼりの作成・掲示

(ウ) 自動車への表示

- ・ボディパネルの作成・掲示

(エ) 電光掲示板による啓発

- ・街頭大型ビジョンによる啓発
- ・デジタルサイネージによる啓発
- ・道路情報板・交通機関電光掲示板による啓発

(オ) 明るい選挙シンボル旗掲揚

(カ) コンビニエンスストアのレジ画面広告

オ 自動車による啓発〔広報車による巡回も含む。〕

- ・KissFMサウンドクルーの音声による自動車啓発（自動車出発式への参加を含む）

カ インターネットによる啓発

- ・県・市町ホームページによる啓発

- ・行政メール等を活用した啓発
- ・SNS（Twitter、Facebook、Instagram等）による啓発
- ・県選管のホームページに選挙公報を掲載
- ・特設ホームページの開設

キ 若年層を対象とした啓発事業

- （ア）SNS（Twitter、Facebook、Instagram等）による啓発（再掲）
- （イ）県内の高校生等による若者向け啓発動画の作成
- （ウ）投票済証を活用した啓発（シェアしたくなる投票済証の作成）（再掲）
- （エ）高校等への出前授業
- （オ）啓発ポスターの校内・学内掲示（再掲）

ク その他

- （ア）街頭啓発の実施（※新型コロナウイルスの感染状況に応じて、規模・手法を判断）
- （イ）投票参加の呼びかけ
- （ウ）団体、企業、官公署などに対する啓発協力依頼
- （エ）親しまれる投票所づくり運動の推進
- （オ）新型コロナウイルス感染症に配慮した啓発（投票所の混雑情報の発信等）

(12) 身体障害者に対する便宜供与

身体の不自由な方々が、候補者の政見、政党の政策等を正しく理解でき、また不自由なく投票ができるように、次の措置を講じた。

ア 点字による選挙のお知らせの購入・配布

財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会から、「兵庫県議会議員選挙のお知らせ（点字版）」（候補者の氏名、年齢、所属党派、新現元別、職業、ウェブサイト等のアドレスを点訳）を 631 部購入し、配布を行った。

（ア）対象者の把握

県民だよりひょうご及び点字ひょうごでの募集並びに市区町選管を通じて希望者を把握した。

（イ）発送及び配布

県選管から直接該当者（一部市区町選管より送付）及び関係団体に郵送するとともに、県・市福祉事務所、県民局及び各市区町選管にも備え付け、希望者へ配布した。

イ 音声による選挙のお知らせの購入・配布

財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会から、「兵庫県議会議員選挙のお知らせ（音声版）」（候補者の氏名、年齢、所属党派、新現元別、職業、ウェブサイト等のアドレスを音声化）を 548 部購入し、配布を行った。

（ア）対象者の把握

県民だよりひょうご及び点字ひょうごでの募集並びに市区町選管を通じて希望者を把握した。

（イ）発送及び配布

県選管から直接該当者（一部市区町選管より送付）及び関係団体に送付するとともに、県・市福祉事務所、県民局及び各市区町選管にも備え付け、希望者へ配布した。

ウ 投票所における便宜供与

視力障害者に対する便宜供与の一環として、財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会の作成した点字氏名掲示（候補者の氏名及び所属党派を点訳）を購入し、投票所及び期日前投票所用として、各市区町選管に配布した。

エ 高齢者・障害者にやさしい投票所づくり

従来から推進している親しまれる投票所づくりの一環として、投票所の選定にあたっては、高齢者や障害者の利便を考慮し、できるだけ1階に設置するとともに、スロープ・手すりの設置、車椅子等介添え体制の充実を図るよう努めた。

オ 投票用紙への点字による選挙種別の表示

視覚障害者が、自分自身で選挙の種類を認識できるようにするため、点字投票用紙にあらかじめ選挙名を点字印刷した。

(13) 声明等

ア 告示日当日の委員長談話要旨

4月9日を投票日とする兵庫県議会議員選挙が本日告示されました。

選挙は民主主義の基盤をなすものであり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会です。とりわけ、この度の県議会議員選挙は、人口減少、少子高齢化、コロナ禍で打撃を受けた地域経済の回復など課題が山積するなか、今後の地域のあり方を方向づける非常に重要な意義を持つ選挙です。

有権者の皆様におかれましては、候補者の主義主張にしっかり耳を傾け、それぞれの判断で、貴重な一票を投じられますようお願いいたします。また、候補者におかれましては、公職選挙法等のルールにのっとり、自らの政策を正々堂々と訴えられることを強く望みます。

投票日の当日、仕事や行事などの予定がある方は、明日4月1日より4月8日まで、各市区町選挙管理委員会の設置する期日前投票所において期日前投票を行うことができますので、期日前投票制度の積極的な活用についてもよろしくお願いします。

なお、神戸市においては、市議会議員選挙の投票もあわせて行われます。投票用紙を間違えて貴重な一票を無駄にすることのないよう、正確な投票をお願いします。

兵庫県議会議員選挙の告示にあたり、すべての有権者の投票参加と明るい選挙の実現を強く願いたします。

令和5年3月31日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本

イ 投票日当日の委員長談話要旨

本日は兵庫県議会議員選挙の投票日です。

県議会議員選挙は県民の代表を選ぶ選挙であり、今後の兵庫県の発展や県民生活のあり方にとって非常に重要な選挙です。

昨今、若年層を中心に、政治や選挙離れが指摘されていますが、有権者の皆様の一票一票がこれからの兵庫県を築いていくということを十分ご認識いただき、積極的に投票されますようお願いいたします。

なお、本日の投票時間は、一部の地域を除き、午前7時から午後8時までとなっておりますので、買い物やレジャー等のお出かけの前やお帰りの際には、ぜひ投票所にお立ち寄りくださいますようお願いいたします。

兵庫県議会議員選挙の投票日にあたり、すべての有権者の投票参加を願いたします。

令和5年4月9日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本